

第1号議案

平成27年度に実施した事業の概要

概況

平成27年度(2015年度)の遠洋トロール漁業等を取り巻く国内外の環境は、海洋環境・海洋水産資源の条件悪化など、引き続き厳しいものとなった。一方、一昨年から燃油が低価格で安定し、魚価は高い状況が続くなど明るい材料もあった。しかし、当協会会員漁船の主漁場である天皇海山水域での漁獲量は、3年連続不漁となり、漁業経営は非常に厳しい環境で終始した。

こうした厳しい経営環境の下、当協会会員による平成27年度(2015年度)の操業実績は、各国の200海里内及び公海水域を含め延べ隻数18隻・総生産金額106億円・総漁獲量51,600トン(合弁事業を含む)であり、前年実績から11,000トン減少した。

遠洋トロール漁業等の存続と再生に不可欠な魅力ある漁場の維持・開発を当協会は第一の中心事業として実施しているが、その一環として、2014年南インド洋水域に設立されたSIOFA(南インド洋漁業委員会)に我が国が正式に加盟し、第2回締約国会議から参加したことは、南インド洋で操業する遠洋トロール漁船にとり、安定した漁場確保に向けて大きな成果であった。

また、遠洋トロール漁業等は、我が国の水産物の生産手段として重要な役割と使命を担っている。当協会は、漁船漁業再構築のため各種委員会などに積極的に参加し、遠洋トロール漁業等の存続と再生に必要な制度改正や規制緩和について、関係団体と歩調を合わせ国会議員や関係省庁への働きかけを行った。

我が国の遠洋トロール漁業等の活動の場は、公海水域が主体であり、現在、当協会会員の操業対象水域はNPFC(天皇海山)、NAFO、CCAMLR、SEAFO、SIOFA水域である。当該水域での操業の維持確保のため、関係国際機関の会議等に当協会から担当者を派遣し、官民協力して漁場・操業機会の確保に努めた。中でも、長らく我が国漁船の操業が途絶えていたNAFO水域に平成27年度(2015年度)から会員会社の漁船を派遣できたことは、成果であった。また、年々環境保護活動が強まる中であって、大日本水産会と共にICFA(国際水産団体連合会)やFAOに対し、水産資源の利用確保手段としてトロール漁業など漁船漁業の活動の必要性を訴え理解を求めた。

I. 国際対策事業

平成 27 年度（2015 年度）も二国間の政府間協議、民間協議、多国間の国際会議等に代表を派遣し、割当確保、操業規制の緩和、漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

1. 北方水域関係

(1) 北太平洋漁業委員会（NPFC）

①本条約は、2013 年 7 月我が国が最初の批准国となり、その後カナダ、ロシア、中国が加盟し、2015 年 7 月に条約が正式に発効した。その後、韓国、台湾も正式に加盟した。2015 年 9 月 3 日に当委員会の事務局のある東京海洋大学で開催された第 1 回 NPFC 本会合で事務局長の任命、漁船登録制度の採用等が決まった。天皇海山を含む北太平洋海域は、当協会漁船の非常に重要な漁場であり、水産庁、外務省、国際水産研究所等と協力し、行政、外交、政治、科学など多方面に働きかけ、条約への対応、漁場および操業機会の維持存続に努めた。

②天皇海山における 2015 年（暦年）の操業は、主対象魚種であるクサカリツボダイは 690 トン、キンメダイ 2,279 トン、全体で 4,744 トンと、2012 年 4 年の豊漁から 3 年連続で水揚げ量が低迷した。2014 年から日本は自主的措置としてクサカリツボダイの漁獲上限 15,000 トンを設定しているが、初年度の水揚げ量は設定数量に遠くおよばなかった。

(2) ベーリング公海条約

2015 年 11 月 23 日から 12 月 4 日まで第 20 回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。1993 年から 22 年間に亘ってモラトリウムが実施されてきているが、漁獲可能基準の 1 割程度の資源状況であるとの調査結果となっているため、漁獲可能水準（AHL）がゼロとされ、2016 年もモラトリウムを継続することになった。日本は引き続き AHL 決定ルールの見直しを提案し、韓国も同様の内容を提案したが、議論が深まらなかった。

2. 南方水域関係

(1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

2015 年 9 月にハリファクスで開催された年次会合では、2016 年漁期の日本の漁獲枠は、カラスガレイ 1,124 トン、アカウオ 550 トンなどとなった。日本の漁獲枠を継続的に確保すること及び日本枠の有効利用を図る目的で 2015 年

もカナダと共同事業を引き続き実施したが、2016年は8年ぶりにNAFO水域操業に向けて、当協会会員の加藤漁業（株）所属第六十八福吉丸が2月に塩釜を出航した。2016年はカナダとの間でカラスガレイ 615 トンを移譲し、赤魚 925 トン、マコガレイ（yellowtail flounder）1,600 トンを譲り受けることとなった。

(2) CCAMLR（南極生物保存条約）

日本のオキアミ漁船が撤退した同海域では、メロ対象の底はえ縄漁船のみが操業中。2015年11月に開催された年次会合では、日本の調査操業・開発漁業提案について厳しい議論が行われた結果、日本が関係する海域の漁獲枠は総計で4,135 トン（前年4,373 トン）となったが、一部の調査海域の変更が認められた。海洋保護区（MPA）設定については、ロス海海域について中国が基本的に賛成に回るなど一部に動きが見られたが、その他海域は議論が平行線のまま引き続き継続協議となった。

(3) ニュージーランド水域

NZ 政府が EEZ 内での操業漁船の NZ 籍化を義務付ける法律を 2014 年 7 月に制定し、2016 年 5 月 1 日より NZ 籍化しない外国漁船の操業が禁止されることとなった。この動きを受け NZ の EEZ 内で操業していたトロール船 1 隻は NZ 籍化を選択して操業の継続を図ることを判断し、2015 年 10 月に NZ 合弁企業に売却し NZ 籍化を行った。この転籍を進めるために当協会を中心に、円滑な転籍・操業が可能となるよう船員の訓練及び資格証明等に関する国際条約（STCW 条約）に基づく船員資格認証のための覚書を NZ 政府との間で締結するよう関係機関（水産庁、国土交通省、外務省）に働きかけた。また、NZ への転籍問題を契機として、今後、船舶の売却を要せず転籍が可能となるような制度構築（日本船籍のサスペンド等）を求めて関係各方面に働きかけ、将来の外国 EEZ 内での操業機会確保の途を探った。

(4) SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）

2015 年 11 月末～12 月初めにナミビア・スワコップムンドで SEAFO 年次会議が開催され、日本漁船の漁獲対象であるメロ 264 トン（前年 276 トン）、マルズワイガニ 390 トン（前年 400 トン）の TAC を決定した。また、ノールウェーの調査によって新たに脆弱な海洋生態系（VME）が認定され、当該海域ではカニ籠とはえ縄を除く漁業の禁止区域が設定された。

(5) 南インド洋漁業委員会（SIOFA）及び南インド洋深海漁業協会（SIODFA）

①南インド洋漁業条約（SIOFA：2012 年 6 月発効）の第 1 回年次会合は 2013 年 10 月メルボルンで、第 2 回年次会合は 2015 年 3 月モーリシャスで、特別会合は 2015 年 10 月ブラッセルで開催され各種手続き規則等が決定された。第 2 回年次会合では、事務局はフランス領レユニオン島に決定し、今後 1 年間刺し

網を使用しない決議、トロール漁業は今後1年間は最近の漁獲努力量レベルから増やさないとする決議が採択された。同海域では、加藤漁業（株）の第五十八富丸と八戸機船漁業協同組合所属（開洋漁業（株）操業）第五十一開洋丸の2隻が操業した。第五十一開洋丸は、がんばる漁業復興支援事業の枠組みの下で操業した。今後も当海域は、天皇海山等の代替漁場として益々重要度を増してくる。

②一方、この水域で操業する漁業者が設立した民間団体である南インド洋深海漁業協会（SIODFA）が存在し、現在4隻のトロール船による自主管理措置が実施されている。当協会の会員である加藤漁業（株）がSIODFA会員となっている。SIODFAからは日本船の中層トロール漁法の見直し及びSIODFAの実施しているBPAs（底生生物保護区）の採用を日本政府に働きかけるよう求められている。

3. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のための取組

遠洋トロール漁業の操業への支障が生じないように、反漁業活動の阻止を行うために関係団体と連携して国際水産連合（ICFA）総会へ参加し、諸外国の漁業団体及びFAOとの協力を行った。また、2016年3月FAOで開催されたDeep Seas Fishing Industry Meetingに参加し、関係国の漁業者団体とともに2016年10月開催の国連総会で予定される公海底魚漁業決議の見直しへの対応策を協議した。

II. その他関係事業

(1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとってTPP、EPA、WTO等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。

(2) 漁船マルシップ制度

昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行に尽力した。

(3) エコラベルへの取り組み

昨年に引き続き、大日本水産会を事務局として立ち上げられた「MEL（マリン・エコ・ラベル）ジャパン」について、広報普及委員会等に出席、積極的な関与・協力をおこなった。

(4) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格を超えた場合に超過部分について補填する事業が継続されている。

本件事業では、補填金の発動要件の緩和が継続され、漁業者の恩恵を受ける金額は増大、さらに平成 25 年度（2013 年度）途中から、追加の緊急特別対策が行われるようになり、国による補てん額が漁業者の積み立ての 2 倍額となる支援が受けられるようになった。しかし、平成 26 年度（2014 年度）途中から原油が急激に安値となり、平成 26 年度（2014 年度）第 3 四半期から補填金が発動されない状態となっている。

(5) 資源管理計画・漁業所得補償対策

資源管理計画を策定・実施することを条件に、漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」に加入している漁船に対し、指導・支援を行った。また、その加入条件となっている独自の資源管理計画策定・実施を支援し、資源管理協議会へ出席した。

(6) がんばる漁業復興支援事業

当協会会員の開洋漁業（株）（八戸）が東日本大震災にともなう津波で失った「第五天州丸」の代船として建造された第五十一開洋丸は、天皇海山とインド洋を対象に「がんばる漁業復興支援事業」の下で操業した。事業 2 年度目（2014 年 8 月 25 日から 2015 年 8 月 24 日）は、天皇海山の不漁続きに対応して事業計画を変更し、インド洋を主体に操業し、漁獲は増大したもののインド洋での漁場情報の収集難、操業習熟度などが影響し結果として収支は約 3.7 億円の赤字となった。最終年度である第 3 年度目（2015 年 8 月 25 日から 2016 年 8 月 24 日）もインド洋を主対象として操業しており、第 2 航海において初めて満船を経験するなど、操業状況の改善の傾向が見られている。

(7) 輸入割当管理

当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のため適切に輸入割当を管理し、必要な経費の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

(8) その他

将来の遠洋漁業の活路を開拓するため裸用船による外国籍への円滑な転籍が可能となるよう船籍登録の一時停止制度の導入を求める働きかけを国会議員及び関係機関に対して行うとともに関係省庁・関係団体等の関連情報の当協会員への提供をメールや書類等で行い、本会会務の円滑な運営を図った。